
安衛法は個人事業者の安全を守れるか？ 相次ぐ省令改正とガイドライン策定

建設アスベスト国賠最高裁判決 労働者以外も保護対象

労働基準法は、労働基準法第9条で定義された「労働者」について、その最低限の労働条件を定めている。その実効を確保するために労働基準監督署があり、監督官が司法警察職員として位置付けられ取り締まりにあっている。労働安全衛生法はその第5章「安全及び衛生」が独立して法制化されたものだから、やはり労働者の安全衛生を確保するための最低限の規制を設けたものということになる。

ところが実際に労働者が働く職場で働いている人は労働者だけとは限らない。雇用している労働者と一緒に働く零細事業主や、請負契約で働く個人事業主も働いている。同じ有害な労働環境で働いていたら健康に影響が出るのは同じで、法律による保護は労働者にだけ限定したものと解釈するのはいけない…、というのが2021年5月の建設アスベスト国家賠償請求訴訟の最高裁判決だった。

判決の趣旨は、有害な作業環境による「健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」と事業者の義務を規定し

た労働安全衛生法第22条の条文について、同じ場所で働く労働者以外の者も保護するというものだった。そのため厚生労働省はとりあえずの対応として、関係する11の省令について改正し、2022年4月に公布されている。

労働者ではなく、指揮命令関係に基づかないので、たとえば保護具は使用させる義務ではなく、使用周知義務だ。場所の使用・管理権原等に基づく立入禁止、特定行為の禁止、退避、入退室管理等の措置は労働者以外についても措置対象とする。ただし立入禁止については表示による禁止も可能とした。

保護具や立入禁止等の措置については、労働者については遵守義務が規定されているが、保護具については周知のみで遵守義務は課さず、立入禁止等は遵守義務を課すが罰則の対象とはしていない。

最高裁判決で直接判断の対象となったのは第22条だったが、当然、労働安全衛生法の他の労働者に対する保護措置についても同じ問題があることになる。そのため、労働者以外の者に対する労働安全衛生法の保護措置をどうするのかについては、別途「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」が設けられ、昨年

安衛法の規制体系と最高裁の判断

- 労働安全衛生法は、労働災害を防止するため、直接の雇用関係のみを前提とする規制以外にも幾つかの規制（統括管理、流通規制、機械等貸与者に対する規制等）を設けている。
※ 労働安全衛生法は労働者以外の者（個人事業者等）を普遍的に保護対象としているものではない。
- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。

上記を踏まえた対策の方向性

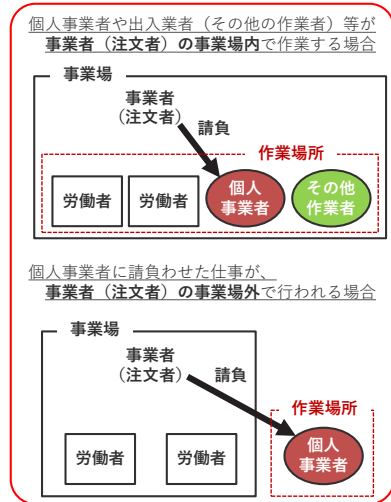
- **労働者と同じ場所で就労する者は、労働者以外の者であっても同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。**
 - ① 作業場所を管理する者（事業者）が当該場所で就労する者を保護する
 - ② 労働者と同じ場所で就労する者（個人事業者、その他の作業員）は、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就労する者に危害が生じないように、必要な事項を実施する（上記①に対応した措置等）

➡ 最高裁判決で示された判断に整合した内容

- **個人事業者が労働者とは異なる場所で就労する場合であっても、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。**
 - ① 個人事業者自ら、作業に伴う安全衛生や自身の心身の健康を確保する
 - ② 注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクを管理することが可能である注文者が災害リスクに応じた措置を講ずる

➡ 安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）で対応

※ 上記以外にも、安衛法の既存の枠組みの拡充（統括管理の対象拡大、機械等貸与者による措置の対象機械拡大等）やガイドラインの策定も検討



10月に報告書が公表されたところだ。

個人事業者安全衛生検討会報告
省令改正とガイドラインによる推奨

報告書は、個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方について、労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方に基つき検討を行ったとする。

そして、従来、労働者を主たる保護対象としてきた労働安全衛生関係法令の枠組みを活用した措置を整理する。措置をする主体は、個人事業者等自身はもとより、就業

場所を管理する者や仕事の注文者など、個人事業者等を取り巻く関係者としている。

そのうえで、「業務上の災害の把握等」「危険有害作業に係る災害を防止するための対策」「過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策」について方向を示し、その支援策についても触れている。

そしてこのうち、制度や仕組みを見直すことや取り組みを進めることが適切とされた事項については、厚生労働省において速やかに必要な法令改正、予算措置等を行うべきとされた。

この報告をうけて、厚生労働省は関係省令の改正を進めることになる。報告書のなかで、省令改正が求められたのは次の部分である。

「個人事業者等に対する安全衛生対策のあ

り方に関する検討会」報告書（抄）

3 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討結果

3-2 個人事業者等の危険有害作業に係る災害を防止するための対策

(4) 個人事業者等に作業の一部を請け負わせる事業者による対策

【個人事業者等に対する「退避」や「立入禁止等」などの措置】（安衛法第 20 条、第 21 条、第 25 条関係）

○ 安衛法第 25 条に基づく「災害発生時等の作業場所からの退避」や安衛法第 20 条、第 21 条に基づく「立入禁止等」については、ある作業場所の管理権原に着目した措置であり、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象として、事業者措置義務を課していることを踏まえれば、「有害性」と「危険性」で対応に差を設ける合理性はないため、安衛法第 22 条以外の条文に関しても、速やかに所要の省令改正を行うこととする。

【個人事業者等に対する「保護具」や「作業方法」の周知】（安衛法第 20 条、第 21 条関係）

○ 安衛法第 22 条に基づく「有害性」とは異なり、安衛法第 20 条、第 21 条で規制されている「高所からの墜落による危険」、「機械による挟まれ、巻き込まれの危険」などは、視覚により作業者が容易に把握できる場合が多い一方、「高圧電路への接触による感電の危険」、「スレートの踏み抜きによる墜落」など視覚のみでは把握できないものがある

ため、災害実態も含め、個々の規制について十分に精査する必要があることから、以下のとおり対応することとする。

① 新たに創設する災害報告制度に基づき、個人事業者等による災害実態を把握し、安衛法第 20 条、第 21 条に基づく個々の規制（立入禁止等に関するものを除く。）について、改正の必要性を精査の上、必要性が認められるものについて所要の改正を行う。

検討対象となる規制に係る作業は従来から労働者が行っているものであり、労働災害のデータについても長期に亘って詳細に把握されていることから、個人事業者等による災害実態把握に当たっては、これらの内容にも留意の上、実施することとする。

② 上記①には一定の期間を要することから、所要の改正が行われるまでの間、ガイドライン等により、事業者に対して「保護具」や「作業方法」の周知を推奨する。

これに基づき改正された省令は、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則ということになる。要するに危険箇所への立入禁止や退避などが定められたもののうち、すでに第 22 条関係で改正済みのもの以外が追加されたわけだ。

具体的な改正条文は次のようになる。

労働安全衛生規則第 128 条の場合

【改正前】

第 128 条 事業者は、自動送材車式帯のご盤の送材車と歯との間に労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

- 2 労働者は、前項の規定により立ち入ることを禁止された箇所に立ち入ってはならない。

【改正後】

第 128 条 事業者は、自動送材車式帯のご盤を使用する作業場において作業に従事する者が自動送材車式帯のご盤の送材車と歯との間に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該箇所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

- 2 前項の作業場において作業に従事する者は、同項の規定により立ち入ることを禁止された箇所に立ち入ってはならない。

(下線が改正部分)

労働者かどうかで安全規制が違う 労働安全衛生法の歪さ浮き彫りに？

あらためて考えてみると、人にとって有害・危険な作業環境についての規制が、「労働者」であるかないかによって違っているという現実自体が非常識というべきであって、しかもこの状況が、労働基準法が施行

された 1947 年からずっと続いてきたというのもおかしな話ではある。

たとえば、2022 年に改正公布された 11 省令の一つである電離放射線障害防止規則の場合を考えてみる。

放射線被ばくの限度を定めた第 4 条は、「管理区域内において放射線業務に従事する労働者」について、その実効線量が「5 年間につき 100 ミリシーベルトを超えず、かつ、1 年間につき 50 ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。」としている。対象はあくまでも労働者なので、たとえば請負事業主が超過被ばくをしても労働安全衛生法違反とはならない。

今度の改正で「請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し」「…旨を周知させなければならない。」ということになる。作業をした個人事業者はもとより、発注者も誰も違反を問われることはない。

しかし、放射線被ばく限度については他の法律でカバーがされている。原発であれば原子炉等規制法、医療現場であれば医療法、放射線照射に関わる仕事なら放射線障害防止法という具合で、労働者であるかはいかに関係なく、作業者の被ばく規制が定められている。そして原子炉等規制法なら、法令違反が明らかで指導に従わない場合、原子炉設置者自身に、認可取り消しなどの厳しい処分が科せられることとなっている。

これに対して労働安全衛生法の場合は、罰則の対象となるのは労働者を直接雇用している末端の事業者に過ぎず、元方や発注者である原子力事業者が責任を問われるこ

とはならない。もちろん労働者でなければお咎めなしである。

建設業など特定事業、それに製造業の元方事業者には、請負事業者の労働者の安全衛生について、連絡調整など一定の義務が課せられるが、それも直接の責任とはならない。逆にいえば、原子力施設における原子炉等規制法のような作業者全部に対する安全管理規制は、労働安全衛生法だけが拠り所となる普通の職場においては望みえないということになる。

最高裁が法令の解釈により法規制の不備を補おうとしたことにより、労働安全衛生法に基づく安全衛生対策の歪さは、あらためて浮き彫りになったといえるのではないだろうか。

労働安全衛生法の枠組み越えは ガイドラインで推奨

さて、労働政策審議会安全衛生分科会では、個人事業者等の安全衛生対策のうち、労働安全衛生法の枠組みを超える部分について、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定するための検討が進められている。

素案では、ガイドラインを次のように位置付けている。

「本ガイドラインは、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主若しくは役員が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受

注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促すものである。」

そして、各業種・職種の注文者等や個人事業者等の団体、仲介業者等が、それぞれの実情に応じた業種・職種別のガイドラインを必要に応じて策定することを推奨している。

まず「個人事業者等が自身で実施する事項」は次のとおり。

- (1) 健康管理に関する意識の向上
- (2) 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- (3) 定期的な健康診断の受診による健康管理
- (4) 長時間の就業による健康障害の防止
- (5) メンタルヘルス不調の予防
- (6) 腰痛の防止
- (7) 情報機器作業における労働衛生管理
- (8) 適切な作業環境の確保
- (9) 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

つぎに「注文者等が実施する事項」は次のとおり。

- (1) 長時間の就業による健康障害の防止
- (2) メンタルヘルス不調の予防
- (3) 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- (4) 健康診断の受診に要する費用の配慮
- (5) 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

この「注文者等」とはどのような者を指すかということだが、仲介業者やインターネット等を活用して利用者とサービス提供者を結びつける仕組みや場を提供する、いわゆるプラットフォーマーも個人事業者等に仕事を注文する場合は該当するとしている。また、個人事業者等に仕事を注文しないが、個人事業者等が受注した仕事に関し、契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う場合も、当該仲介業者やプラットフォーマーは注文者等として列挙する事項を実施することを推奨するとしている。

項目ごとに具体的な対応が記述されているが、基本的に労働者に対する健康確保対策として従来より国が取り組んできた施策を労働者以外にも適用できるように推奨するという考え方で貫かれている。その意味ではできる限りのことを列挙しているわけだが、問題は個人事業者自身が自らの健康確保のために取り組むインセンティブがあるかどうか、また、注文者等が積極的に対応できるかどうかは疑問が残るところだ。

ただ今回のガイドライン策定で触れていることの一つに、都道府県ごとに設けられている産業保健総合支援センターや労基署管轄地域ごとの地域産業保健センターの活用がある。両センターの施策は労災保険財政を財源にして展開されてきたものであるにも関わらず、これまでは事業場向けの産業保健サービスだけが提供されてきたわけで、同じく労災保険料を支払っている特別加入者（特に第2種）は埒外におかれてきた。今回の施策で特別加入者という限定が

ありながらも、個人事業者等の利用が位置付けられることとなった。

ただ、個人事業者向けにどのような有効なサービスを提供することになるのか、今のところ特別な展望が開けているわけではない。

すべての働き手の安全確保には 安衛法を超えた総合的な対策が必要

個人事業者等の安全衛生対策が議論の俎上にあがり、省令改正とガイドライン策定という形で新たな施策が展開されることとなったわけだが、あくまでも労働安全衛生法の枠組みの範囲とその付随的な施策であるにすぎない。とくに「注文者等」のような契約上一定の上位といえる位置の側に措置を求めるやり方は、従来の労働関係に準じて効果を期待しやすいわけだが、個人事業者のすべてに、そうした枠組みが当てはまるわけではない。

たとえば、本誌でも取り上げてきた農作業従事者などもそうした業種の一つだが、すべての働き手の安全衛生確保の施策を展開するための総合的な施策を展開する方法はないのだろうか。大きな課題といえる。



訪韓記録 vol.2 いよいよ全北の本拠地へ

1. 散策すれば市民運動が見つかる

前回の記事で参加した全州市役所前デモのテントを後にして、全州市の繁華街へ移動した。昼食を食べるために迷路のようなアーケード街を歩き、フツと入ったお店で、コンナムルクッパをいただいた。出汁につかったもやしとご飯に、韓国のりやらキムチやらタコのぶつ切りやらを自分で足して食べる、デラックスお茶漬けみたいな料理で美味しかった。

昼食後、この辺りに色々あるということで、散策することになった。まず近くにあった広場に向かうと、そこには慰安婦問題の少女像があった。この問題の抗議のための像というぐらいは知っていたが、今回、少女像の横にあった説明板を見ると、少女の足の長さ、握りこぶし、髪型や、少女の下のコンクリートで形作られた部分、2個椅



子が並んでいることなど、意匠の様々な部分にも意味があることがわかり、ただ象徴として作られたのではなく、悲壮な思いが込められていることを知った。

また、少女像があった広場には、梨泰院雑踏事故と世越号沈没事故の被害者を悼むテントが併設されていた。梨泰院雑踏事故は2022年10月にソウル特別市の梨泰院でハロウィンの最中に起こった群衆事故で、150人を超える人が亡くなっている。世越号沈没事故は、2014年4月に大型旅客船が観梅島沖海上で沈没した事故で、250人を超える人が亡くなっている。それらのテントには、被災者たちの写真が飾られ、真実の解明をという横断幕がかけられていた。日本でも、群衆事故として、2001年に明石花火大会歩道橋事故があり、その時は、警察組織には国家公安委員会規則が、警備業には警備業法がそれぞれ改正され、警備の業務に雑踏警備というカテゴリが生まれた。韓国でも、正当な賠償はもちろんとして、再発防止になるような施策が行われてほしい。

その後、広場のすぐそばにあった殿洞聖堂を見学した。ここも、単なる聖堂というわけではなく、市民活動に協力していたという神父がいたところだそう。だからなのかわからないが、敷地内にたたずむ白いイエス像の足元には、聖書の、マタイの福音書11章28節が彫られた碑があった。

曰く、「私の元に来なさい、全ての疲れている者、重荷を負っている者たちよ。あなたたちに休息を与えよう」。

2. 本拠地突入

イエスから十分な休息をもらった後、全北本部ビルへ移動し、そこで開催された民主労総全北本部の定期大会に参加した。

定期大会は、前半と後半に分かれていた。前半は様々な人の挨拶や激励の演説と、功績のあった組合や個人の表彰が行われ、後半は、副本部長選挙や2023年の活動報告、2024年の活動計画や予算の承認など、実務に関する話の話し合いがなされた。

我々は前半だけ参加した。以前に日本のある企業のストライキに参加した時も感じたことだが、組合の執行部にもなろうという人々は、みんな声が立派だ。大きいだけでなく、立派なのである。前に出て、聴衆だけでなく、その辺の市民にも喋っている内容をアピールする以上、自信たっぷりよく通る気持ちの良い発声というのは、活動家には重要な要素なのだろう。訪韓団メンバーの中村氏も、壇上に招かれ、激励のスピーチをした。

そして、2023年に功績があった人の表彰が始まったが、これがまた長かった。中村氏も「日本は来賓挨拶が長いけど韓国は表彰が長い」と言っていたが、まさにその通りである。そもそも表彰を受けた数が、中村氏含む20組以上で多いということに加え、一組一組壇上に上げられて、表彰の文章を逐一読むのである。結局30分以上



全北本部 本部長イ・ミンギョンさんと中村猛さん
かかったように思うが、逆に言うと、それだけ褒めないといけない人や団体がいたということなので、それはそれで民主労総の運動の活発さの証明だと思った。

そして、大会の前半部分が終わり、会場だった大会議室を出て、大会の後半部分が終わるまで休憩室で休ませてもらった。その後、全北本部ビルの小会議室にて、今後の連帯交流をどうするかについて、全北本部の本部長、副本部長、事務局長3人との面談が行われた。

全北本部側からは、交流を続けることに対して厳しめの言葉が多く、「我々はこの交流のことをあまり知らず、交流を続ける意味をイチから考えたい」「30年の付き合いというのが重荷」「今、交流に関わった人から意見を聞いている。それによって交流を続けるか考えたい」などと言われた。それに対してこちらは、30年付き合いで育んできた仲は簡単に蔑ろにできるものではない、勉強会などでお互いに影響し合えるなどと伝えたが、結論は出ず、3月26



全北本部との面談

日に改めて存続についてリモートで会議することになった。前日の印象からは一変、真剣に交流を打ち切るかどうか検討しているように感じた。

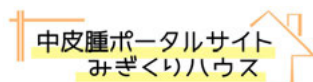
そういった形で面談が終わり、全北本部を後にしたのだが、最後に大失敗をした。翌日、全州市を離れてから気が付いたのだが、大会でいただいた表彰の盾と花束を、休憩室に忘れてきてしまったのである。鈴木氏を通じて謝罪の連絡はしたが、本当に単なるうっかりで、他意はないのですとひたすら頭を下げるしかない。

本部ビルを後にして、晩ご飯に向かった。

晩御飯は、全北の、主に日本に来たことのある人たちに囲まれ、チョッパル（豚足）をいただいた。スライスされたチョッパルを、焼き肉のたれみたいなソースにつけておいしく食べていたのだが、横にいた人から、食べ方違うと言われ、ソースの端っこに浮いていた緑色の塊をソースに混ぜ込まれた。それが、どうやらわさびだったようで、ソースが非常に刺激的な味になった。それがおいしかったかどうかはみなさんの想像におまかせします。

また、大学時代に日本にいたことがあるという人から、日本で一番好きだった食べ物はお茶漬けという話をされ、確かにジャパニーズクッパだしなと思った。この時は言えなかったが、今度会ったら、Jクッパの次のステップとして、私の得意料理であるみそ汁かけご飯を紹介しようと思った。

さて、この日で、今回の民主労総全北本部との交流は終わりなのだが、訪韓についてはあと2日ある。残りの日程分は、次号、第3回に続きます。（事務局 種盛真也）



<https://asbesto.jp/>

中皮腫患者による、
中皮腫患者のための情報発信、
交流の場！！



お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

関西労働者安全センター運営協議会 新任委員紹介

摂津市職員労働組合

津川洋平さんインタビュー

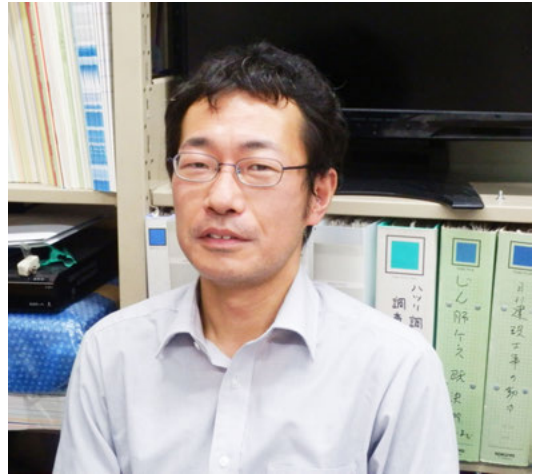
2024年度から当センターの運営協議会委員に就任した津川洋平さんを紹介いたします。

津川さんは、昨年10月に摂津市職員労働組合職員支部の書記長に就任、それによって、前任の小堀裕二書記長から、センターの委員も引き継ぎました。

―摂津市への入庁からどのようなお仕事で
されてこられたか、教えてください。

入庁は2008年4月で、現在38歳です。

当初は障害者福祉に関わる部署で、障害者手帳や医療費助成の手続き、障害認定などの業務に6年携わりました。その後、児童福祉法の改正により市内において機構改革が発生し、児童福祉業務が教育委員会の所管となったため、障害児の放課後等デイサービス、児童手当に関する業務や学童保育の担当などを教育委員会事務局で2年やりました。次に本庁で生活保護のケースワーカーを担当しました。ケースワーカーは5年間従事し、その次が今の職場で、ごみ・資源収集や資源の分別処理を担当している環境業務課です。現在4年目です。仕事は、事務職員で、市民からの問合せ、例えばこみの出し方などの対応を行ったり、引越などで出た大型ごみの収集の受付などを行っています。



―福祉関係のお仕事が長かったようですが、いろいろな部署を経験されてどうでしたか？

今の仕事も好きですが、ケースワーカーの仕事が好きでした。人を支援することができるなどやりがいを感じました。ケースワーカー及び新規相談業務もやりました。制度を悪用しようとする人もいたり、厳しいことを言う必要もあつたりしますが、いろんな人と関わりあえる仕事です。

―労働組合との関わりは？

組合の先輩に言われて支部役員を引き受けてから、会計もやったりして、支部書記

(14ページにつづく)

辺野古からの通信 ③ 宮崎 史朗（全港湾建設支部）

2号から数か月が経過してしまいました。この間に、辺野古を巡る状況は大きく動きました（但し予想されていたことです）。

昨年12月20日、福岡高裁那覇支部は、国の主張を認め沖縄県に辺野古「変更申請」を3日以内に承認するよう命じました。玉城知事が承認しなかったため、国（国土交通大臣）が知事に代わって（代執行）、沖縄防衛局に承認書を交付しました（28日）。

このことは多くのマスコミが報じていますが、前代未聞で岸田政権による第3の「沖縄処分」と言っても過言ではありません。

玉城知事の発言です。「…沖縄県民の負託を受けた知事の処分権限を一方向的に踏みこじり、憲法で定められた地方自治の本旨をないがしろにするもので、誠に遺憾だ」

岸田首相は本当に木で鼻をくくった対応をただけです。本土で暮らす人々はこのような事態に心を使う必要があると思います。辺野古ゲート前で、「皆さん、日本国憲法を勉強していない、95条を活用すべきだ」と主張する参加者がいます。沖縄にだけ押し付けるものを県民が7割も反対しているにも関わらず、強行することの非条理を問うている

のです。問われているのは99%の投票権を持つ「国民」なんでしょう。

この前代未聞の「代執行」後、3か月を経て辺野古新基地建設工事はどうなっているのかを報告します。

大浦湾では、護岸築造に使用するケーソンを仮置きするための「海上作業ヤード」の築造が始まりました。大浦湾の一部を汚濁防止膜で囲い石材（栗石）の投入を始めました。石材は安和棧橋・塩川港（いずれも西海岸）から運搬船で海上輸送しています。大浦湾で台船に移し替え、ショベルで湾に投入しています。海中に台形状の石材の山をつくるのです。

防衛局は工事完了後撤去する仮設工事だと主張し、沖縄県との協議も行わず強行。県からの協議申し入れ、その間の工事中止要請も全く無視しています。

また、辺野古崎の先端部分に計画されて



海上作業ヤード場所への石材投入

いる「弾薬装填場」の護岸築造に着手しました。比較的浅い辺野古の海側に位置するので傾斜護岸が作られます。傾斜護岸は捨石（1m大の石材）を投入、その後人頭大の栗石、更に碎石、被覆ブロックで覆います。一番先に投入される捨石が1月9日からダンプで搬入され始めました。当初は一日30台程度でしたが、3月中旬からは90台前後になってきました。

さらに3月11日防衛局は突然（私たちにとっては）、従来搬入に使用していた工所用ゲートを閉鎖し、かねてから施工していた新第4ゲートを工事車両の搬入口に変更しました。このゲートはメインゲート前のテントから北へ1km超の場所にあります。聞くとところによると、従来の工所用ゲートからの工事車両の出入りが、基地内の米軍車両の移動の妨げになる（車両の安全が確保できない）との苦情が米軍から防衛局にあり、移設を検討していたというのです。工所用ゲートは2014年7月から使用されているのにもかかわらず。



強制排除される参加者

防衛局はまたしても県民に嘘を言いました。一年半ほど前、第4ゲート付近の工事を始めるとき、「コマーシャルゲートの新設だから新基地建設とは関係ない」と再三に説明し、抗議者に言い訳？をしていたのです。本当に、この役所（沖縄防衛局）は平気で嘘をいい、県民を騙すことに何の呵責も感じない組織なのです。

沖縄は「うりずん」の季節を迎え、やんばるの緑は生き生きと燃え立っています。第4ゲート周辺の木々は倒され、小山はい



新第4ゲートでの座り込み

くつも無くなりました。更に辺野古ダム周辺の森の伐採も始まったようです。本部、国頭地区での大規模土採り工事はいうまでもありませんが、キャンプシュ

ワブ周辺工事でも自然破壊が大規模に進んでいます。

3月26日座間味島、27日渡嘉敷島、そして4月1日読谷村、北谷への米軍上陸となる沖縄戦が始った時期です。6月23日慰霊の日（県の休日）にむけ、鎮魂の沖縄になります。自衛隊の戦争準備がすすむなか、沖縄島中部のうるま市で保革一体と（11ページのつづき）

長になりました。同時に摂津市職員労働組合の安全衛生対策委員長にもなりました。就任してからまだ安全衛生委員会は2回しか開かれていませんが、職員労働組合として意見を出して、安全な職場作りをしていければと思います。

メンタルヘルス不調になる方が非常に多いので、それをいかに減らすか、またならないようにするかも、取り組んでいきたいです。また、清掃職場は危険が多く、ケガの予防にも取り組んでいきたいです。

なった訓練場新設工事反対の大きな声が上がりました。辺野古を含む琉球列島各地で、再び戦場にしない！との行動が起こっています。

辺野古も「代執行に負けないぞ」のシュプレヒコールで元気に行動しています。（4/6記）

オフの日の趣味は登山やハイキングという津川さん。お気に入りには手軽に行ける金剛山ということです。今後のご活躍に期待します。（文責：事務局）



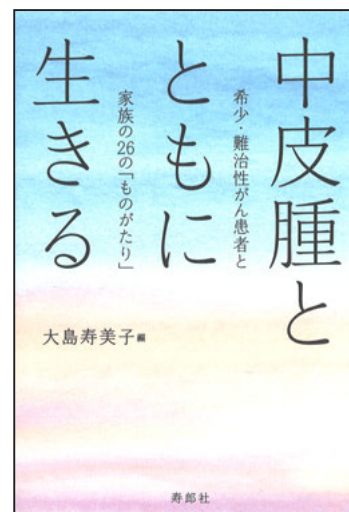
中皮腫と ともに生きる

希少・難治性がん患者と家族の
26の「ものがたり」

北里学園大学教授

大島寿美子 編

寿郎社
四六版 232頁
本体 2000円+税



韓国からの ニュース

■サムソン半導体の職業病物質「バッテリー・携帯電話事業場にも」

「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)と韓国労働安全保健研究所などが作成した「サムソン電子系列会社の労働安全保健実態調査報告書」によると、無線通信、家電、バッテリーなどの生産に使われる有害化学物質の中の発がん性物質や生殖毒性物質の比重が、半導体の事業場と似ているか、それよりも更に高かった。この調査は「化学物質情報総合システム」に公開されたサムソン電子とサムソンSDIが書いた有害化学物質リストの中から、安全保健団の製品安全データシート(MSDS)情報を使って、その性格を分類した結果だ。この中で、研究陣は特に発がん性物質、生殖毒性物質などの比重に注目したが、これは希少がんや胎児(二世)労災など、サムソン半導体の職業病事件で問題とされた物質だ。

調査結果によれば、携帯電話など無線通信部門の場合、生産に使われる計77種の有害化学物質の中で、発がん性物質の比重は16%だった。ここに胎児(二世)労災などに影響を与える「生殖毒性、生殖細胞変異原性誘発物質」を加えた有害化学物質(CMR)物質は21%の水準だ。サムソンSDIバッテリー事業部門の場合、43種の化学物質を使用しているが、このうち発がん性物質が23%、CMR物質の比率は37%だった。これはサムソン半導体の労働者・ファン・ユミさんの死後に問題になり、サムソンが安全設備を拡充してきたサムソン電子半導体部門と

似ているか、更に高い水準だ。サムソン電子の半導体チップ製造に使用する化学物質146種の内、発がん性物質の割合は12%で、CMR物質の割合は17%の水準だった。

サムソン電子とサムソンSDIの労働者などを対象にしたアンケートと面接調査の結果を見ると、家電やバッテリーなどの生産過程の安全管理は、半導体に比べて不十分な水準であると見られる。面接調査に参加したサムソンSDIの労働者は、有害物質へのばく露を遮断できる設備に関して「遮蔽(露出遮断)や排気設備はあるが、中途半端だ。匂いがし、粉塵もある」と答えた。サムソン電子の労働者308人を対象にアンケートをすると、本人または近い同僚の中に、がんや希少疾患の発病事例があると答えた比率は、光州事業場(家電、15%)、亀尾事業場(家電通信、12.2%)が、半導体事業場(器興、華城、平沢、温陽)よりも二倍ほど高かった。2024年3月4日 チャン・ヒョンウン記者

■苦情で亡くなった公務員、金浦市が加害者を告発する

金浦市が道路の陥没の補修に関する苦情を受ける業務で、インターネットに身元が公開され、悪質コメントなどに苦しめられて亡くなった公務員の哀悼期間を一日延期して9日まで運営する。金浦市は、哀悼期間が終われば、採集した証拠を基に、該当公務員の身元を公開し、悪質なコメントを書いたネット市民を告発する予定だ。

Aさんは先月29日、金浦の道路で行われた補修工事に関連して車の渋滞が発生すると、抗議の苦情に遭った。当日、SNS上では、工事を承認した主務官がAさんだとし、実名や所属部署、直通電話番号が公開され、Aさんを非難する書き込みが殺到した。

Aさんは一般企業を退職後、2022年9月に公職として入職し、1年6ヵ月間の公務員として働いた。同僚の公務員たちは「苦情で苦しめられて、最近突然口数が少なくなった」と話した。

金浦市の関係者は、「今後、市レベルで調査し、遺族と協議をした後に法的対応をする」と話した。この事件を捜査中の仁川西部警察署は「遺族が故人の身元を公開し、悪質コメントを書いたネット市民を告訴すれば、捜査する計画」と話した。2024年3月7日 京郷新聞 パク・ジュンチョル記者

■事業主の安全管理不備で亡くなった労働者が598人

雇用労働部が7日に発表した「2023年災害調査対象死亡事故発生現況」によれば、昨年に職場で工作中に事故で亡くなった労働者は598人だった。これは2022年の644人より7.1%減った数値だ。災害調査対象の事故死亡者統計は、職場で労働者が死亡した時、労働部が事故を調査した後、事業主の産業安全保健法の安全保健措置義務違反行為などが明確に確認された事故だけを計算した数値だ。

今年1月27日から重大災害法が適用された50人未満の事業場の、昨年の事故死亡者は前年より34人(8.8%)減り、50人以上の事業所では12人(4.7%)減少したことが判った。業種別に見れば、製造業の50人未満の事業場では死亡者が14人増え、50億ウォン以上の事業場では15人が減った。一方、建設業では請負額50億ウォン未満の工事現場での死亡者が45人減り、50億ウォン以上の工事現場では7人増えた。

労働部のチェ・テホ労災予防監督政策官は、死亡労働者数全体が減った背景について「全

般的な景気条件、重大災害削減ロードマップの推進効果、労災予防予算の持続的拡大など、多様な要因が影響を与えたと見られる」と説明した。昨年、建設分野で着工件数が24.4%減り、製造業の稼働率が4.5%減るなど、景気低迷が影響を与えたという説明だ。

しかし、民主労総はこの日声明を出し「建設の着工数が24%減ったのに、建設業での死亡事故の減少は11%に止まり、死亡事故はむしろ増えた。」と指摘した。江原大法学専門大学院のチョン・ヒョンベ教授は、「人口規模と産業構造などを詳しく見れば、日本の水準であれば、死亡者は500人まで減るべきだ」とし、「政府の政策が未だ産業現場にまで届いていない結果と見るべきだ」と話した。2024年3月7日 ハンギョレ新聞 チョン・ジョンフィ記者

■公務員の「悪質苦情マニュアル」は無用の長物

民主労総・公務員労組は18日、大統領室前で記者会見を行い、「政府は悪質苦情の予防と、事後対応機関の責任を強化せよ」と要求した。

5日に金浦市の九級公務員のAさんが死亡し、亡くなる前に、悪質な苦情に悩まされていた。道路補修工事に伴う苦情が続き、工事責任者として名指しされたAさんの個人情報



が、インターネットにさらされたことが判った。金浦市は加害したネット市民の捜査を警察に依頼している状況だ。

現在、公務員は悪質苦情が提起された時、行政安全部が発刊した「公職者苦情対応マニュアル」に従っているが、現場は該当マニュアルの実効性が足りないとしている。マニュアルには、特異な嘆願（悪質嘆願）が生じた場合は、監査部署などで内容を調査し、法廷対応を決めるようになっているが、所属長や組織が「問題が大きくなる」ことを回避する傾向があるということだ。調査や法的対応が義務ではないため、被害者だけが「耐えればよい」雰囲気が出てきたりする。

公務員労働者は政府次元の強い対応と制裁が必要だとし、△重大災害処罰法のように、悪性苦情に対応しない時の所属長の処罰、△常時録画・通話録音の運営、△安全要員の配置、△専門担当の調査チームの運営、などを提案した。2024年3月18日 毎日労働ニュース チョン・ソヒ記者

■ 睾丸喪失だけに障害等級を付与、卵巣喪失にも適用せよ

卵巣喪失で早期閉経して生殖機能を失った場合、男性の生殖機能喪失障害の等級（7級）を同じように適用すべきだという裁判所の判決が確定した。性差別的な労災障害等級決定を正すべきだという指摘が出ている。

ソウル高等裁判所が、LG電子半導体の労働者Aさんが勤労福祉公団に対して起こした障害等級決定処分取り消し訴訟で、原審と同じく原告勝訴判決を行った。勤労福祉公団が上告を放棄し、二審の判決が確定した。Aさんが訴訟を提起してから4年目だ。

AさんはLG電子平澤工場で、コンピューターなど電子製品の生産業務に従事していた

が、2012年4月に再生不良性貧血と診断された。業務上災害と認められて療養中に、「早期卵巣不全」と「脾臓欠損」の診断が追加された。早期卵巣不全は35歳以前の閉経と同様に、卵巣機能が停止する傷病である。

Aさんは、勤労福祉公団に二つの傷病に対する障害手当を申請したが、脾臓欠損だけを障害と認め、障害等級8級11号（脾臓または片方の腎臓を失った人）を受けると、これを不服として行政訴訟を提起した。

一審の裁判所は、生殖能力喪失の側面から、Aさんの早期卵巣不全は、男性が睾丸を失った場合と同様の障害に当たるとして、障害等級7級を認めた。ソウル高裁も原審判決を認容した。同時に「両側の睾丸を失った人は、両側の睾丸を物理的に失った人だけを意味する」という勤労福祉公団の主張は受け容れられないと、追加して判断した。

オ・ミンエ弁護士は「今回の事件は、男性、肉体労働者を中心に作られた障害等級基準の限界が具体的に明らかになった事例」と批判した。今回の判決で確認された障害等級制度の限界と、労働者個人が権利救済のために訴訟を行わなければならない現実的な問題を解決するために、制度の整備が必要だ」と強調した。

労働部の関係者は「施行令の改正が必要なのかを検討した後、改正が必要ならば改正する計画」と明らかにした。

勤労福祉公団は「雇用部がこれと関連して施行令や施行規則を改正するのであれば、公団は立法に対する支援、すなわち専門家の意見収斂などをする予定」と明らかにした。2024年3月19日 毎日労働ニュース カン・イエスル記者（翻訳：中村猛）

前線から

アスベストばく露の現実 50年前のアルバイト体験

大阪

今から約50年前、高校生だった頃、同級生から、父親が会社を設立するからアルバイトで仕事を手伝ってだってくれないかと相談があった。

私は、友人を誘って2人でアルバイトをすることになった。

アルバイトの内容は、配管工や水道屋さんで水道の配管や浄化槽を埋設する仕事で、言い換えれば土方のような仕事で、さらにはゴルフ場のネット張りの仕事も行っていた。同級生の父親はどこから仕事を貰ってくるのか分からないが、最終的には神戸港の港湾施設のビルの建設現場で配管の保冷・保温の仕事を取ってきた。現場監督よりルーフィングと呼ばれる石綿の布みたいな製品を1メートルほどの幅に切断し、配管に巻いて保温する仕事を行った。

ルーフィングと呼ばれていた物が石綿との認識はあったが、人体に有害な物質とは思っていなかった。神戸の現場へ向かう際、材料のルーフィングを茨木市にあるカナエ石綿工場に取りに行ったのを覚えている。また、その仕事を続けるなか、入浴時に腕を手首の方から逆に腕へ向けて擦ると、皮膚がチクチクするのを感じた。今考えると、多分石綿の繊維が毛穴に刺さっていたものだった。

カナエ石綿工場にはたまに製品を取りに行く機会があったが、その後は廃業したと聞いている。それから、現場は泉南の三井東圧に変わり、本船から工場内に燃料を補給する配管を保温する仕事になった。この現場は結構長期に渡り仕事をしていたと思う。グラスウールか石綿を含有したものは不明だったが、円柱

状の製品を配管に巻いてガムテープ等で固定する仕事だった。短期間ではあったが石綿製品を扱った。その後、石綿の危険性を知ったのは、十年以上経った30歳ぐらいの頃だった。短期間であっても、その危険性が無くなったわけではない。現在68歳になったが、健康診断でも肺に異常はないし、特に息切れや症状はないが、石綿疾患を発症した人たちがどれくらい石綿にばく露されたのか、何となく想像ができる。あのまま、アルバイトを続けていたらと思うと、恐怖を感じている。(事務局 林重行)



3月の新聞記事から

3/11 建設アスベスト給付金制度を巡り、本人が死亡した場合の給付を一部の親族に限るのは不当だとして、中皮腫で死亡した兵庫県男性のめいら遺族3人が国に計1430万円の損害賠償を求めた訴訟は、神戸地裁で和解が成立した。国が慰謝料などとして全額を支払い、謝罪する内容。給付金は、本人が死亡した場合請求できる遺族は配偶者や子、両親、兄弟姉妹らに限られている。

3/12 北九州市の男性が、職場でアスベストを吸い込み健康被害を受けたとして、雇用主側に損害賠償を求めた裁判で、和解が成立した。北九州市の内藤洋さん(74)は黒崎窯業の子会社や山口県下関市の磯部鉄工で勤務し、製鉄所の工業炉や発電所の焼却炉の設計や解体工事などの作業中にアスベストを吸い込んで、2013年に肺がんを発症したとして2017年に労災認定を受けた。

JR東日本の職員だった男性が2021年に肺がんで死亡したのは、車両修理工場でアスベストを吸ったのが原因だとして、遺族がJR東と鉄道建設・運輸施設整備支援機構に総額約3000万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は、被告側に計約1770万円の支払いを命じた。男性は旧国鉄の都内の工場で石綿が使われていた車両の溶接などに約38年従事し、17年に肺がんを発症。19年に労災認定され、21年に80歳で死亡した。

3/14 花王の工場に勤務時に有害な化学物質にさらされて「化学物質過敏症」で退職を余儀なくされた男性が労災不支給処分の取り消しを求めた裁判で、東京地裁は労災と認めた。男性は工場で1993年からクロロホルムなどを扱う検査業務をして、化学物質過敏症と診断されて2012年に退職した。判決では化学物質過敏症の業務との因果関係は検討されず、化学物質中毒による「後遺症」とされた。

順天堂大医学部付属順天堂医院(東京都)の女性看護師(25)が突然死し、両親が不支給決定の取り消しを求めた訴訟で、東京地裁は請求を棄却した。一方で医師のパワハラは認めた。女性は2009年春に同医院に就職し13年10月に自宅で死亡した。判決では「時間外労働が最大で月45時間に満たない」とした。

厚生労働省長崎労働局(長崎市)の労働基準監督官が特定の部下に暴言を繰り返すパワハラをし、それを傍らで見聞きしていたことで精神的苦痛を受けたなどとして、同局で勤務していた永瀬さんが国を相手取り、慰謝料など計330万円の損害賠償を求める訴えを長崎地裁に起こした。21年4月に着任した労働基準監督官でもある男性上司が連日、特定の部下に暴言を繰り返した。永瀬さんは21年12月、上司のパワハラについて厚労省に内部通報し、パワハラは収まったが、能力評価で「内部通報への報復的措置として不当な評価をされ、精神的苦痛を受けた」として、慰謝料を求めている。

3/15 2013年7月、釧路市内の健康食品製造会社「バイオマテックジャパン」(現ヘルスマネジメント釧路支社)の工場で、注意義務を怠り従業員2人を火災で死亡させたとして、業務上過失致死の罪に問われた、同社元社長の判決公判が釧路地裁で開かれ、裁判長は禁錮2年を言い渡した。同工場では、「アセトン」を使用していたが、電気設備のほとんどは防爆構造となっておらず、汚れたアセトンを気化させ液体に戻して再生させる設備に静電気を除去する装置が備わっていなかった。13年7

月、同室内にたまったアセトン蒸気と空気の混合気体が、電気設備の火花により爆発火災を起こした。

3/18 自宅でのテレワークで長時間の残業を強いられ精神疾患を発症したとして、横浜市の医療機器メーカーに勤務する50代の女性社員が、横浜北労働基準監督署から労災認定されていた。女性は経理や人事を担当。20年ごろからテレワークをし、21年末に新しい精算システムが導入されるなどして業務が増え、残業が常態化して22年3月に適応障害を発症した。発症前の2カ月間は残業が月100時間超に上っていた。

3/19 千葉県浦安市の東京ディズニーランドで1995年に1年間ダンサーとして働いた男性が、ひざを痛めて就労できなくなったのは安全配慮義務違反が原因だとして運営会社のオリエンタルランドに約1億5000万円の損害賠償を求めた裁判で、千葉地裁は損害賠償請求は時効により消滅したとして訴えを退けた。男性は両膝蓋靭帯炎と診断され、労働基準監督署が2005年に過重労働と症状の因果関係を認め、労働災害と認定していた。

3/21 自販機飲料の補充・配送業務中に熱中症で倒れ後日に死亡した男性従業員に関して、会社に約5160万円の損害賠償を請求する訴訟が遺族によって提起された。被告は自販機飲料を補充・配送を行うシグマベンディングサービス株式会社(さいたま市)。男性の業務は「駐車禁止対策のドライバー助手」で、2020年8月、駐車中のトラックのエアコンは切られ、車内は「蒸し風呂」のようになり、また当日は人数の関係でトラックに乗れず、徒歩で移動させられた。帰宅後倒れ、重度Ⅲの熱中症で、1年4ヶ月後の2021年12月に死亡した。

3/25 大阪市に本社がある日立造船に勤務していた27歳の男性社員上田優貴さんが2021年4月、海外赴任先のタイで自殺したのは、慣れない業務による負担や上司に厳しく指導されたことなどから精神疾患を発症したことが原因だとして、今月3月、労働基準監督署から労災認定された。初めての海外勤務だったが、新型コロナウイルスの影響で事前の現地研修がなく、派遣期間の延長や専門外の業務にも当たった。また、ミスなどで上司から厳しく指導されることも何度もあったという。

3/28 宝塚歌劇団の劇団員が死亡した問題で、劇団を運営する阪急阪神HDは、緊急会見を開き、遺族側と合意書を締結したと明らかにした。遺族側も会見を実施。阪急阪神HDの角和夫会長らが遺族と面会し、謝罪した上で合意文書を締結し、遺族側が主張していた15件のパワハラについては、話し合いの結果、14項目に整理し、遺族側が主張するパワハラ行為を認めた。

3/29 浄水場での業務にあたりアスベストが原因とされるがんの診断を受けた宝塚市の元職員の男性が、公務災害に認定されていた。宝塚市の68歳の男性は、1982年から9年間宝塚市の職員として水質検査に携わった。年に20回ほど市内の浄水場で小学生の社会見学の案内係を行っていた。建物の壁や天井にはアスベストの中でも毒性が強い青石綿が吹き付けられていて、男性は悪性胸膜中皮腫と診断された。

2022年度に自殺した熊本県教委の事務局職員について、月100時間前後の残業が原因として、地方公務員災害補償基金県支部が公務災害認定していたことが分かった。同支部が公務災害と認め、25日付。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259